

要旨

八世紀の籍帳・税帳を初めとする行政文書を中心に検討し、当該時期における籍帳支配と正税管理制度の沿革を解明することが本論文の目的である。

序章では現在の研究動向を略述するとともに、籍帳の制度史的分析和正税管理制度における中央―国司間の関係を重視する本論文の視角につき説明した。

第一章「大宝二年戸籍と寄口―造籍原理とその転換―」では、寄口と呼ばれる特殊戸口の分析をととして、籍帳制度の沿革を論じた。寄口とは、戸籍上、戸主との続柄が明示されていない戸口に附せられる称である。寄口を巡っては、その社会的実態を巡って議論があり、女系親族説と下層民説が有力であるが、本章では、造籍時という瞬間における寄口の社会的実態にかかる議論からは距離を置き、制度としての寄口とその沿革を分析対象に定めた。

大宝二年御野国戸籍と、同じく大宝二年の年紀をもつ西海道戸籍の造籍原理は、従来大差ないものと考えられてきた。しかし、両戸籍における寄口の分布を比較すると、ある差異が浮き彫りになる。御野国戸籍では、戸主及びその親族の課丁数が一定数より多く存在する戸には、課丁の寄口が殆ど存在しない。逆に、一定数より少ない場合は、殆どの戸で課丁の寄口が存在する。御野国戸籍では、戸主及びその親族の課丁数が一定数に達しているか否かによって、各戸への寄口配分の有無が決定されていたのである。そして、その「一定数」は、里全体の課丁数の多寡によって決まっていた。一方、西海道戸籍では、御野国戸籍でみられたように、偏った寄口の分布は確認できない。

御野国戸籍における寄口は、里内における各戸の課丁数を均等にする目的のもと、配分される戸口である。この目的を達するため、時には既存の親族単位が分割されることもあった。戸籍における戸の均等化は、従来、全国共通の均等化を指向するものとみられていたが、実際には里内での均等化であったことが確認できる。御野国戸籍における戸の編成方針は、各戸を等質な公租公課の単位として把握していこうとするものであり、強権的な性格が強い。一方、西海道戸籍では、そのような強権的な均等化は確認できない。せいぜい、各戸の課丁数の差が大きくなり過ぎないように配慮されていた程度とみられる。親族単位は分割されることなく、一定のまとまりを保ったまま、他の親族単位と適宜合併され、一つの戸を形成していた。

御野国戸籍と西海道戸籍は、ともに大宝二年戸籍の称をもつが、実際に作成された時期には差異があり、前者の方が早い。御野国戸籍は、戸の均等化を指向する強権的な七世紀の造籍原理を反映したものであり、西海道戸籍は、親族中心の編成を重視する八世紀の造籍原理に対応する。造籍原理の転換は、七世紀末の日本が、戦時体制から平時体制へと移行した結果もたらされたものであった。ただし、この転換は、戸籍制度が弛緩していく最初の画期という側面ももつ。

第二章「房戸制についての基礎的考察」では、房戸制の存続期間を再確認するとともに、房戸制導入の背景につき検討した。房戸とは、八世紀のある一時期、従来の戸（郷戸と呼ばれる）の内部に分立せしめられた小単位である。房戸制の存続期間については、郷里制

が施行されていた霊亀三年（七一七）～天平十一年（七三九）乃至翌十二年頃までとみるのが通説であるが、始期終期ともに異説がある。こうした異説が生まれる原因は、房戸制に関連する史料の範囲が確定していないところに求められる。本章では、「房戸」だけでなく、単に「房」と表示されている場合も、制度上の房戸とみてよいことを確認した。また、「A（人名）戸B（人名）」という表現で「戸」が房主を指す用例は、房戸制下の公文書式によって規定された特殊な用例であり、「A戸B」で「Aの戸の戸口B」を表す一般的用例とは一線を画するものである。よって、「A戸B」という表現の存在を根拠として、房戸制が存続しているとみなすこともできない。制度上の房戸は、計帳歴名及び戸籍上に表示されることによって、客観的に認証されるものであったから、天平十二年の計帳歴名及び戸籍で、房戸の表示が失われたことは、房戸制の事実上の停止を意味するものと評価することができる。

房戸制の性格については、家族実態に近いという理解が一般的である。しかし、こうした理解は、あくまでも郷戸に比べれば実態に近いという相対的な評価にとどまる。更に、近時の研究では、むしろ房戸と家族実態との乖離が強調される傾向にある。本章では、こうした房戸非実態説の論拠を逐一再検討すると共に、房戸が仕丁資養単位に指定されていることを論拠として、房戸構成員間の紐帯の存在を想定した。

房戸制導入の目的として、本章では、日本における戸編成の沿革に着目した。前章で摘したとおり、八世紀前葉の造籍方針の下では、複数の親族単位が適宜合併されて一つの戸を形成していたため、租税を免じるに当たり、免除範囲を適切な規模に絞ることが困難であった。房戸とは、実態に即した生計単位を支配単位として採用するため、政策的に選択されたものだった。

房戸制がこの時期に導入された背景として、八世紀初頭から進行していた籍帳制の弛緩が挙げられる。また、霊亀三年に藤原不比等が名実共に政界の首班となり、律令諸制度を定着させるための施策が一斉に実施されている。房戸制の導入も、この施策の一環と位置づけることができるだろう。

第三章「税帳と税帳使一大租数文と官稻混合を中心に一」では、税帳の成立と沿革を、税帳使に関連付けて論じた。税帳は、律令体制下の日本において、各国に貯えられた正税の収支を中央に報告するために作成された帳簿様文書である。正税とは田租と出挙利稻を主な収入源とする財源で、地方各郡の正倉に貯えられていた。税帳は毎年一度作成されて中央へ申送されるが、申送に際しては、国司本人が税帳使として中央まで出向くことと規定されている。税帳は計帳に並ぶ重要な公文として注目されてきたが、その制度的沿革には不明な点が多い。

税帳の成立時期としては、現在、大宝令によって成立したとする説と、和銅元年（七〇八）に不動倉別定が命じられた時点を重視する説とが存在する。『続日本紀』には、大宝二年（七〇二）に「大租数文」の提出を命じる記事がみえていたのだが、この記事は税帳成立記事とみなすことには諸説否定的である。しかし、大宝二年の記事は、「大租数文」が実際に進上されたことを示す記事ではなく、進上を命じた記事であった。大宝元年に大税貯置が命じられたことに伴い、大宝二年に税帳の進上の指示が下ったのである。当初の税帳は雑用（支出）記載を欠くか、あるいは記載はあったとしても、雑用報告を主たる目的とはしていなかったとみられる。ただし、この事実、正税が本来、貯蓄されるべき財

源であったことによるものであり、当時の税帳の制度的未熟を意味するものではない。

天平六年（七三四）に官稲混合が実施された。官稲混合とは、それまで別置して出挙されていた雑官稲を正税に混合するという措置である。官稲混合の意義としては、従来、蓄積を本義としていた正税が積極的に支出されるようになるという見解や、在地の郡司によって運用されていた財源が国司の元に集中され、弾力的な運用を可能としたとする見解がある。本章では、①天平六年を境として、税帳使の任に当たる国司が、史生から四等官以上に変化している、②天平六年より以前は、一般に収納帳と呼ばれていた税帳が、これ以降、目録帳と呼ばれるようになる、③天平三年から六年の間に、税帳の書式が、正税の出納を時系列で記載する形式から、雑用記載を一括して表示する形式へと変化する、以上三点を指摘した。①は税帳使の任務が、官稲混合を境として格段に重みを増したこと、②は、官稲混合以降、税帳が出挙帳より一段上位の公文として位置づけられたことを示している。また③は、雑用記載のチェックを厳密に行うための措置であろう。官稲混合を実施した政府の意図は、地方財政、具体的には税帳雑用記載への監督強化と評価すべき面が強い。こうした監督強化により、税帳は見込みではなく実績で報告することが義務づけられ、税帳の進上期限は翌年度の二月に固定されていくことになる。

第四章「奈良時代の解由と交替訴訟」では、従来、殆ど注目されることのなかった奈良時代の解由を取り上げ、その特質と沿革を明らかにした。解由とは、国司が任期を終えるなどして交替するに際し、国から発行される交替完了の証書である。解由制度にかかる先行研究では、勘解由使設置を初めとする延暦期の面期性が強調されてきた。解由という公文自体は天平五年（七三三）式部省符にみえており、この時点で既に存在していたことが確認できるのだが、従来の議論では、その制度的未熟が強調されるばかりで、当時の解由がいかなる特質をもっていたかは殆ど明らかにされていない。本章では、解由が元々式部省の所掌であった点に着目し、本来の解由制度とは、解由未取得者に上日を認めないことで、考・禄から排除するという制度であったことを明らかにした。考課は律令官人の昇進の前提であり、禄は在京官の基本的給与である。考・禄を奪われるということは、律令官人にとって大きなデメリットを課すものであった。天平初期には、諸国官物を管理する国司を統制する目的で、中央政府から数々の監督強化策が打ち出されており、解由制度もその一環だったのであり、一定の効力を有していたものと考えられる。

天平十七年（七四五）に公廨が設定され、官物欠負未納に対する国司の填納責任が強化された。これ以降、公廨の取り分を巡って争い合う国司の様子が諸法令にみえるため、公廨設定が国司交替制度を機能不全に追い込んだとみる見解が主流である。しかし、政府にとって最も問題だったのは、考・禄を一定期間放棄してまで、交替政を遅延させ、結託して填納責任を回避しようとする国司の存在だった。中央政府は、こうした回避行動を取り締まり、填納責任を確定させ、疑義が生じて交替訴訟となった際には積極的に裁定を行うことで、填納を完了させていく必要に迫られたのである。天平宝字二年（七五八）の明法曹司論定は、交替訴訟の裁定に介入していこうとする政府の姿勢を表明したものである。

公廨設定後、交替訴訟が多発する事実も、円滑な交替が行われなくなったこと意味するものと考えられてきた。しかし、訴訟が落ち着いた後に填納が行われさえすれば、公廨設定の政策的意図は達せられる。交替訴訟の多発は、交替制度の機能不全を示すのではなく、官物填納強化が図られる中で必然的に発生する一過程であった。

第一章・第二章では籍帳の制度的沿革を追い、第三章・第四章では正税管理制度強化の過程を跡付けた。第五章「公廨と「天平の転換」」では以上の総合化を試みている。まず、第四章で保留した公廨設定の意義について論じた。公廨設定の目的は、官物の欠負未納解消であったことは史料上確認できる。この欠負未納が具体的に何を指すのかにつき、先行研究では、天平勝宝七歳（七五五）太政官宣を根拠として、遠年不動穀と出挙未納の填納であるとされてきた。しかし、公廨填納対象となる欠負は、実際には遠年不動穀に限られてはいない。天平勝宝七歳太政官宣が殊更に公廨填納対象を限定した背景には、交替時に発生していた前後国司間の問題を解決するという目的があった。本来の公廨填納対象は、広くあらゆる欠負に及んでいたのである。

当時の正税管理制度では、欠負が発生した時に、填納責任者を確定することが困難な状態であった。そのため、天平五年の解由制度にみられるように、対策が図られていたが、公廨が設定された結果、填納責任の確定を一旦棚上げして、国司に対し、填納を義務づけることが可能となったのである。

公廨設定は、当時の正税をめぐる状況と密接な関係がある。まず、出挙においては、天平八年頃に全国各地で出挙稲数が定数化している様子が確認できる。この事実は、あらかじめ定められた量の出挙が行われるようになったことを示しており、論定出挙制（定められた量の出挙を国司に義務づける制度）の萌芽と評価することができる。また、正税収入においても、墾田永年私財法が施行されたほか、田図の作成、条里プランの完成など、土地把握システムが進展し、田租収入の増加が図られていた。

正税による収奪のシステムは、天平期の半ばに大きく前進している。しかしその一方で、別の事態も発生していた。天平十二年（七四〇）の房戸制の廃止に象徴されるごとく、籍帳支配はこの時期に大きく後退する。天平七年・同九年には疫瘡が大流行しており、甚大な被害をもたらした。籍帳に基づく地方支配が後退した背景には、疫瘡の影響も大きかったに違いない。田租・出挙による収奪の強化が、籍帳に基づく収奪の弛緩を促進し、両者は相互に関連し合いながら、跛行的に進行していったのである。

終章では本論文の総括を行うとともに、今後の課題を確認した。